

2017★夏号

九段会計通信

発行：税理士法人 九段会計事務所

住所：東京都千代田区九段南 4-3-1 滝ビル 3F 電話：03-3222-5271

いつも九段会計事務所をご愛顧いただき、
また九段会計通信をご愛読いただき
ありがとうございます。
『九段会計通信 2017 夏号』をお届け致します。

◆目次◆

- ・代表高木の【日々是勉強！】
- ・社長を知る
「株式会社クッピーコーポレーション 大関社長」
- ・今号の税務トピックス
- ・就業規則の落とし穴
- ・スタッフコラム
- ・編集後記



代表高木の【日々是勉強！】

九段会計事務所 代表 税理士 高木 功治

先日、会計業界向け雑誌「実務経営」の企画で、クラウド会計ソフト「freee」の佐々木社長と対談をさせて頂きました。弊所からは私とクラウド会計導入チームの田中と猪俣も参加致しました。弊所では昨年からはクラウド会計の導入に力を入れ、事務所全体で取り組んできました。その導入と実績により、お声がかかったということです。

そもそもクラウド会計とは、ソフト会社のサーバーの中に会計ソフトもデータも入れることで、インターネットに接続できればいつでもどこでも使用することができるシステムです。対して既存のソフト、例えば弥生会計や弊所が使用している財務応援などは、パソコンにソフトを入れ、ソフトを入れたパソコンでしか使用できません。また、クラウド会

計のすごいところは、データの自動取り込みやAI（人工知能）による自動仕分け機能があるところです。インターネットバンキングやクレジットカードのデータと接続すれば、自動でデータを取り込み、自動で仕訳を起こしてくれます。



代表・税理士 高木 功治

私は 20 数年前に会計業界に入りましたが、その時から将来的には会計データの入力業務は無くなると言われていました。しかし、入力業務は色々な判断が伴うので、無くなるの

はまだまだ先の話しだと思っていました。ところが、数年前に freee やマネーフォワードといったクラウド会計が登場し、データの自動取り込みや自動仕分けが現実のものとなり、いよいよその時が来たなと実感させられました。その時点では会計ソフトとしての使いやすさでは既存のソフトには遠く及ばなかったため、自動取り込み機能だけを一部活用する程度でした。しかし、さすがベンチャー企業です。その開発スピードはととも速く、ほかの機能も日進月歩で改良され、ついに弊所も昨年から本格導入に踏み切りました。

しかしながらクラウド会計導入に当たっては、最初の設定が非常に重要です。そこに時間を掛けて慎重に行わなければ、後で大変なことになってしまいます。例えば、間違った設定のまま一年間走ってしまうと、期末に全データを修正しなければならなくなります。逆にしっかりとあるべき姿から逆算して業務フローを見直し導入を進めていけば、ERP（基幹業務システム）の様な働きをしてきて、劇的な業務の効率化を図ることができます。また現状のクラウド会計では、業種・業態・規模などにより親和性が高い顧問先様と低い顧問先様とがあるため、全ての顧問先様にお薦めしているわけではありません。導入した顧問先様にメリットが無ければ導入する意味が無いからです。

なぜ、弊所でこの様な取り組みが出来たかということ、元システムエンジニアのスタッフがいたり、ITリテラシーの高いスタッフがいたり、取り組むにふさわしい人材が揃っていたからです。これは本当に幸運でした。また、クレドを共有しているため、みんなで同じ方向を向く事ができるという事も大きかったと思います。他の事務所では導入したいと思っても人材がいなかったり、現状の使

い慣れた会計ソフトで仕事ができるため、勝手の違うクラウド会計に取り組む動機づけが出来ないのでしょう。だから弊所が注目されたのだと思います。

クラウド会計も進化しているので近い将来、既存の会計ソフトに取って代わる事は間違いないでしょう。九段会計事務所のメンバーは、人の役に立つ存在になりたいという思いで、日々、成長意欲を持って仕事に取り組んでいます。クラウド会計の導入で顧問先様の業務の効率化と弊所の業務の効率化を図り、多くの時間を顧問先様の望む課題の解決に使っていきたくと考えています。そして「三方よし」の関係になれるよう、これからも将来を見据えアンテナを張りながら努力して参りたいと思っています。



社長を知る

九段会計事務所 武井 愛実

今回で24回目を迎えます「社長を知る！」。担当の武井です。

今回インタビューさせていただいたのは、株式会社クッピーコーポレーションの大関社長です。宜しくお願い致します。

株式会社クッピーコーポレーション様は東京都台東区にある『買取専門店おたからや』のフランチャイズ加盟店です。お客様や取引先様からの信頼が厚く、ご家族で協力し合い頑張っていらっしゃる会社様です。

— 具体的な事業内容を教えてください。

「おたからや」という名前ですので、新品は勿論、中古のブランド品から貴金属、切手など様々なものを買取りさせて頂いております。やはり一番多いのは貴金属、指輪、ダイヤモンドで、その次に時計ですね。又、浅草は特徴があって古銭がすごく多いです。ブランド品買取は他の店舗さんでもあると思いますが、土地柄でしょうか珍しいものも多いですよ。



株式会社クッピーコーポレーション
大関社長

— 起業されたきっかけは何ですか。

今から十数年前に病気をしてしまいまして、手術をうけたんです。その間は仕事ができなくて、どうしようかなと考えていました。その時に、娘が二人いるんですが、娘から自分ができることをやってみたらと言われて、30年以上前から携わっていた中古品の業界で何かできないかと強く思うようになりました。私と娘たちと3人で池袋でフランチャイズショーが開かれると聞き、そこで初めて「おたからや」と出会いました。今までの仕事が、業者に対しての中古商品販売しかしたことがなかったので、「中古の買取り専門です」と謳っていたおたからやに興味を持ちました。そこでいろいろな話を聞いて、「これは面白

い！」と思い、おたからやの加盟に入ろうと決めました。

— 浅草で開業しようと思われたきっかけは何ですか。

地元が荒川区で、浅草は隣の区なので昔からよく知っていました。それで候補地を地元周辺の北千住、南千住、浅草、入谷に絞ってやろうと思っていました。おたからや本部から、候補地について他の買取店や質屋の出店具合やお客様の需要度などの意見を聞いて、浅草に決めました。総合的に見てといたところですね(笑)。実は、浅草に「おたからや」は以前もありまして、初めて出店したのは、16年程前で、浅草に出店したのは私が2人目だったんです。以前浅草でやっていたオーナーがある程度コンスタントに売上を上げていたので、本部で出店を考えるほど好立地なところだったようです。でも、浅草でやろうと決めてから、物件探しが大変でしたね。家賃は高いし、土地柄、業種の制限もあり、出店場所がかなり限られていました。本部も一緒に物件探しを助けてくれましたが、なかなかいい物件に巡り合わず長期戦でしたね。でも今の物件が空いていてラッキーでした(笑)。

— この仕事は目利きが全てですよ。

研修は最初の4日間しかなく、基本的なことしか教わりませんでした。なので本当に大変でした。以前、中古の業界に携わっていたのもあり、ブランド品や時計などは一通り知っていましたが、古銭や化粧品といった細かいものはとても難しかったです。今でも日々勉強です。

開業当初は偽物をつかまされたこともたくさんありました。一番ごまかされたのは時計ですかね。例えば、ベルトが金でできている

時計なんかは、ベルトの金が本物かどうかを判断するのに苦労しました。当時、比重計を使って、その比重で金かどうかを判断する機械しか持っていませんでした。しかし、時計は水につけてしまうとダメになってしまうので、調べようがない中でも、隅々まで見て、刻印も確認して買い取っていました。それでも、あとで専門業者さんに正式に見てもらうと、ベルトがシルバーやタングステンで金に塗装されている偽物だったということがたくさんありました。同じようにダイヤのごまかしもあって、もっと勉強しなければ！と思いましたね。

— 一番辛かったご経験は何ですか？

オープン1年目ですね。政権交代の影響もあり、中々お客様が足を運んでくれず、本当に大変でした。しかし、今の政権が変わってから潮目が変わって、まず金の価格が高くなったのが大きな転機でしょうか。今の政権でなければ、おそらく大変なことになっていたと思います。



— 周辺に買い取りのライバル店はありますか？

開業時は近辺に買い取りのお店が3件ありました。しかし、3年前に金の高騰がピークになった時期があり、その時は仲見世通りのお店にこぞって「金、買い取ります！」とい

うのぼりがでていました。お店といっても靴屋さんやはんこ屋さんなど買取店ではないお店ですよ！仲見世通りは宣伝やチラシをしなくても人は通るし、もともと本業があるので片手間でやっているようなお店ばかりでした。そんなお店がピークの際には50件以上ありました。今でも20件くらい残っていますね。浅草も激戦区になりましたね。

— 話は変わりますが、気晴らしの方法は何ですか？

犬と散歩したり、家族と食事したりすることですかね。最近は家族からLINEでよくお使いを頼まれて、仕事帰りにスーパーによって帰ったりしています(笑)。でも、そんな日常が一番いいのかなと思っています。病気をやっってから、普通の当たり前の生活をおくることが一番だとよくわかりました。「毎日、同じでつまらないな」って言う人がいますが、「同じだからありがたい」って思う日が必ずくると私は思っています。

— 5年後10年後どうなっていたいですか？

景気に左右される面もあるので何とも難しいですが、おそらく淘汰されていくのではないかと考えています。ただ、私はここから動こうとは思っていません。

買い取り業界で「おたからや」という看板は日本で一番です！歴史が50年以上ある看板なので、どんな業者様に聞いても「おたからやさんは一番だよ」と言ってもらえます。それなので、この看板はできる限り守りたいと思っています。また定年がないし、勉強さえすれば誰でもできるので、私がダメでも娘たちが続けていってくれる。そう考えると、ここでやり続けられれば一番かなと思っています。

— 社長が一番大事にされていることは何ですか。

「相手に正直になること」です！
お客様に対して「この値段で買い取る理由はこうゆうことです」と、一つ一つ全部説明することを徹底しています。いい加減に「この値段です」という言い方は絶対にしません。自分がそんなことされると頭にきますからね（笑）。実際、評価を聞くか聞かないかはお客様の自由ですが、自分のものを買い取ってもらおうとしたら、どう評価されているのかやっぱり聞きたいじゃないですか。そのおかげでお客様の8割くらいがリピーターさんで、有難いことにご紹介も頻繁にいただいています。

— 最後に座右の銘を教えてください？

「不動心」ですね。どんなことにも動じないようにしています。ここは土地柄いろいろな人がいるので、変化を顔に出したり、動じたりしていると大変です。動じないように普通に誰にでも接するように心がけています。

お忙しい中、インタビューの時間を割いてくださった、大関社長、本当にありがとうございました。

今号の税務トピックス

九段会計事務所 山岡 至

～仮想通貨と税務～

近年、仮想通貨・ビットコインによる取引が一般的なものになりつつあります。それに伴い、日本の法制度もビットコインの取り扱いについての規定が整備されてきました。

今回は、仮想通貨・ビットコインについて、

最新の動向をご説明します。

1. 仮想通貨とは何か？

仮想通貨の説明の前に、仮想通貨の逆である法定通貨について説明します。

(1) 法定通貨

法定通貨とは、日本銀行が発行する日本銀行券（紙幣）と造幣局が製造し政府が発行する貨幣（硬貨）です。法定通貨は、国により信用が裏付けされています。日本円は、日本が安定しているため国際的に信用を得ていますが、不安定な国は信用されにくいです。

(2) 仮想通貨

仮想通貨とは、一般的な通貨と違い目に見える形では存在しない「仮想」の通貨です。インターネットを通じて対価の支払いに使用することや、専門の取引所を介して通貨と交換する事ができます。



また、公的な発行主体や管理者が存在しないため、特定の国に信用を保証されていません。仮想通貨の種類は600種類以上あるといわれ、ビットコインもその1つです。

2. 仮想通貨についての法的整備

これまで、ビットコイン等の仮想通貨の法的位置づけは明らかではありませんでしたが、平成28年5月に「資金決済法」が改正され規制が行われました。改正資金決済法は平成29

年4月より施行されています。

改正資金決済法では、仮想通貨の売買、他の通貨との交換を行う事業者や、利用者の仮想通貨の管理を行う事業者の登録を必要としています。登録する事業者には、財務上の適合基準も設けられています。

また、改正資金決済法の第2条の5により、仮想通貨が次のように定義されました。

この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移すことができるもの。

これまで、仮想通貨は金などと同じように財産の1つではあるものの、支払手段という定義はなされていませんでした。しかし法改正より、支払手段の1つとして定義され、消費税での取り扱いが変わる事になります。

3. 仮想通貨についての税務的取扱い

(1) 所得税

① 譲渡によるキャピタルゲイン課税

所有する仮想通貨を取引所で譲渡して現金に換えた場合、譲渡対価から譲渡原価を引い

た金額が譲渡所得又は雑所得として課税の対象になります。すなわち、株式や金と同様に譲渡益が発生した場合、課税関係が生じます。

② 資産購入の支払手段として使用した場合

こちらも①と同様に考えられます。使用時の仮想通貨の時価（譲渡対価）から譲渡原価を引いた金額が、譲渡所得又は雑所得として課税の対象になります。つまり、100円で取得した仮想通貨がいつの間にか110円になり、その110円で110円のものを購入した場合は差益が実現していますので、差益の10円（110円－100円）に対して所得税が課されます。



九段会計 山岡 至

(2) 消費税

消費税は、改正資金決済法により「支払手段」と規定された事に伴い、平成29年7月1日より取扱いが変更になりました。

① 平成29年6月まで

仮想通貨は消費税法上、非課税対象取引と規定されていませんでした。すなわち、消費税の課税取引の対象となります。

一方で、単に取引の対価の決済手段として利用される外為法上の支払手段（銀行券や小切手等）や資金決済法上の前払式支払手段（プリペイドカードなど）等の譲渡は、非課税対象取引とされていました。

このため、これまで仮想通貨を取引所で譲渡した場合、その譲渡金額は課税売上となり、納税義務がある個人又は法人については8%を納税しなければなりません。また、仮想通貨を決済手段として利用した場合にも、仮想通貨を譲渡している事になり、支払った仮想通貨について消費税が課されていました。

② 平成29年7月より

仮想通貨が改正資金決済法によって「支払手段」と規定された事で、消費税も改正が行われ、平成29年7月1日より非課税取引の対象となりました。これにより、仮想通貨を取引所で売買しても、仮想通貨を決済手段として利用しても、譲渡した仮想通貨について消費税が課される事はなくなりました。なお、課税売上割合の計算において、仮想通貨の譲渡金額は母金の金額に加える事はありません。

仮想通貨は、加速的に普及が広がっています。投資分野だけでなく、海外の事業者さんとお取引がある事業者様については、今後、現実的な決済手段として仮想通貨を利用する事も起こり得ると思います。

仮想通貨を含め、IT利用した金融サービス（フィンテック）は、法整備がまだ整っていない箇所も多くあります。弊所としても法改正についていち早く情報を掴み、お知らせして参ります。

就業規則の落とし穴

九段会計事務所 マネージャー 矢合 真弓

ここ数年の雇用状況は非常に良く、今年の4月は有効求人倍率がバブル期を超えたとの報道がありました。離職者も減り、雇用保険の財源があるため、企業に還元するべく助成

金がとりやすくなっています。人に関わる助成金を受けるには、基本的に就業規則が必要で、最近では、インターネット上にひな型などがあります。それをそのまま使う方もいますが、そこには大きな落とし穴が潜んでいる可能性があります。

就業規則とは、会社と従業員のルールです。常時10人以上雇用している場合、作成しなければなりません。しかし、じわじわ従業員が増え、気づいたら10人を超えていて、就業規則を作成していない、という経営者様も多いのではないのでしょうか？また、就業規則を作るとなると、なんとなく面倒くさい、よくわからない、専門家に頼むとお金がかかりそう・・・と、二の足を踏んでいる方も多いと思います。しかし、実はお金を払ってでも専門家に依頼した方がいいのです。



マネージャー 矢合 真弓

常時10人以上雇用している事業者様は、身内以外の方も雇用していると思います。その場合、いつ労務トラブルが起こるかわかりません。例えば、雇ったけれど仕事ができない、遅刻や無断欠勤が多いなど、雇用主からすると明らかに辞めさせたい場合でも、就業規則で解雇事由を明記してないと、すぐに解雇することが難しいケースが多々あります。また精神疾患等により、ずっと休み続けていて、

いつ復帰できるかわからず退職させたい場合も、就業規則で退職の規定が無いと難しかったりします。すると、数百万円単位の損害を被る恐れがあります。そうなる前に、実態に合った就業規則を作成することをおすすめします。

また逆に実態に合っていないと、就業規則に縛られて、大きな損害を被る恐れもあります。専門家としっかり打ち合わせをして作成してください。くれぐれもひな型をそのまま適用するのはやめてください。あくまでも就業規則を作成する目的は、事業者様と従業員を守るためです。助成金目的に作成し数十万円を得るために、数百万円、下手をすると数千万円の損害を被る恐れがあることをご認識ください。

近年、過重労働による死者が出たことで、以前より労働者を守り、長時間労働をさせている事業者を厳しく罰する傾向にあるようです。自社も従業員も守るために、自社に合った就業規則を作成してはいかがでしょうか？

風が吹いたら 儲かる桶屋になるために

九段会計事務所 田中 祐基

突然ですが、「大風が吹けば桶屋が儲かる」という話は皆さんご存知でしょうか？最近では「風が吹けば～」の方がメジャーかもしれませんが、

1. 大風が吹くと砂埃が立つ。
2. 砂埃が目に入ると目を傷め失明する。
3. 失明した人は芸を身につけようと三味線を習う。
4. 三味線には猫の革を張る。猫の革の需要が増えて猫が殺される。
5. 猫が減るとネズミが増える。

6. ネズミが増えると桶をかじって壊す。
 7. それで桶の注文が増えて桶屋が繁盛する。
- という内容のことわざです。

日常で起こりうる外的要因で勝手に儲かるなんてできすぎた話ですが、風が吹く度に儲かるわけではないはずですが。風が吹いた際に桶屋が儲かる確率から、どうしたらより確実に儲けることができるかを考えていきます。



九段会計 田中 祐基

まず、通常時に風が吹いてから儲かるまでの確率は、上記の7つの事象それぞれが発生する確率を求めたうえで、それらを乗じていきます。仮に7つ全ての発生する確率が1.0%だったとするならば

1.0% (0.01) の7乗 = 0.0000000000000001

ということで、風が吹いたら10兆回に1回桶屋が儲かる、となるわけです。

これだけではあり得ない話をしただけになってしまうので、ここからが本題になります。もし10兆回に1回が10回に1回だとしたら桶屋をやってみたくありませんか？

もしくは、今現在、桶屋を営んでいるなら10回に1回、もっと言えば風が吹いたら3回に2回くらいの確率で儲かりたくないですか？

そうなるためにはどうしたらいいのでしょうか。先ほど7つの事象それぞれの発生する確率を乗じて計算しましたので、これら7つの

発生する確率が上がれば儲かる確率も上がるはず。例えば、桶の材質をネズミが好む(サービスの嫌うものを作るべきですが)ものに変えることが出来れば、三味線を流行させる(少し前に某通信キャリアのCMで流行りましたね)ことが出来れば、そもそも大風を人工的に起こすことが出来れば、確率は飛躍的に向上するかもしれません。もちろん、風が吹いてから最終的に儲かるまでの道筋をいくつか用意出来れば、それも確率を向上させることになりすね。

ちなみにこの「風が吹けば～」というのはどちらかというと机上の空論として揶揄する使い方が多いそうです。が、なんとこれを実現させた例が有名な「ギネス」や「ミシュラン」だそうです。もしかしたら、若い方はどちらも本を出版する会社だと思われているかもしれませんが、実はその本を出版した理由は本業である“ビール”や“タイヤ”を売るためだったなんて話…真偽のほどは不明ですが、間でどんな事象を予測していたのか考えてみるのも楽しそうですね。

大風で外に出たくないような日には妄想にふけてみると、自社の商品の販促にも役立つアイデアが思い浮かぶかもしれません。

編集後記

九段会計事務所 武井 愛実

今号より編集担当となりました武井です。宜しくお願い致します。

さて、ついに暑い夏がやってきましたね。屋外の移動で汗だくになり、商談やプレゼンの席で汗が止まらず困ったという経験はありませんか。そんな時に「保冷剤」があると便利です。

保冷剤をタオルで包み、太い血管が集まっ

ている首の後ろや手首の内側を冷やすと汗が引きやすいそうです。保冷剤がない場合は、冷たい缶飲料でもいいです。暑い時につい冷やしがちな額にはあまり血管が集まっていないので、効果はそれほどありません。

年々暑くなる夏ですが、嫌な汗を制してクールに過ごしたいですね。



編集担当 武井 愛実

今号もご愛読くださ
いましてありがとう
ございました。
広告掲載ご希望の方
はお気軽に弊所まで
ご連絡ください!



Follow me !!

@kudankaikei



Like me !!

「九段会計事務所」

LOVE BEER? LOVE TO TRAVEL?

渋谷で **ビール旅行** してみませんか?

CERVEZA GYM GROUP

taki JAPANESE BEER & SAKE

Wasserfall GERMAN & AUSTRIAN BEER

Naiiale HAWAIIAN & AMERICAN BEER

日本をテーマとした(TAKI) ドイツ・オーストリアをテーマとした(Wasserfall(ワサファル)) ハワイ・アメリカをテーマとした(Waiiale(ワイイレ))

一年以上をかけ、世界一周ビール飲み歩きの旅をした
オーナーが営むセルベツサジム・グループ 今日の日生ダ
http://www.cataratas-shibuya.com/group をチェック! →

企画・デザイン・試作から筐体設計まで
総合的な開発業務を行っています。

工業力学
から生まれる
高性能オーブナー
オリジナル製品

楽しく! 便利に!
簡単に!

アイエー
[eg]

こだわりの形に

unlimit 株式会社 アンリミット・ジャパン

〒206-0014 東京都多摩市立川 1154-1 多摩ファイブプラザビル2F
TEL 042-355-7110 FAX 042-355-7118
http://www.unlimit-j.co.jp

とうきょうあぐりん
農薬を使用しない害虫対策
セルコートアグリ(特許品)

一瞬に未来の子供たちが安心して
暮らせる環境づくりをしませんか?

詳細はホームページをご覧ください
http://tokyo-agrin.com

株式会社東京マテリアル
東京都台東区千束2-33-8
TEL:080-7992-2332専用ダイヤル
03-3876-0561随時ダイヤル

みなさん「いちおし!」の
日本酒を教えてください!

最大級の日本酒データベース
日本の味酒々想々(ささそうそう)

日本の味プロジェクト 酒々想々
歳元さんも参加しています!
http://www.jpsake.info/

ilo
伊倉総合法律事務所
IKURA LAW OFFICE

あらゆる場面でお客様を第一に考えます
AT YOUR SIDE

伊倉総合法律事務所は、あらゆる場面でお客様を第一に考える「At your side.」の精神のもと、お客様に優れた価値を提供し続けたいと考えております。

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL 03-5441-4942
FAX 03-5441-4930
Mail ikura@ikura-law.jp

KONFIG
WEB DESIGN COMPANY

WEBサイトの企画、制作
運営、新規サービス開発

ホームページに関するお悩みや
新規サイト制作、リニューアルの
ご相談など、まずはお気軽に下記
メールでご連絡ください。
contact@konfig.jp

http://www.konfig.jp

esaura
商品企画・マーケティング
ご担当者様へ

ママさんの声を
無料で
集められます

「九段会計通信」を
見たとご連絡で
ママさん座談会の開催が
一般5,000円→無料!

お問い合わせ
info@iinaa.jp

えそらLLC
渋谷区代々木3-1-11
パシフィックスクエア代々木2F
03-6869-1655 http://esaura.jp

WEBサイト
制作・運用
アクセス解析

お気軽にご相談ください

https://pdcamkt.jp/
03-5829-9788

台東区 浅草橋3-19-1
株式会社PDCAマーケティング

...本当に チェンマイ が
そんなに 良い所 なの!?

以前からリタイア後のロングステイ先として人気の
チェンマイですが、近年では「組合旅行」や「社員
旅行」でも人気になってきています。
3連休があれば、象に乗り、首長族と出会い、トラ
に触り、夜は宴会をし、タイ式マッサージで疲れを
癒す...という旅が往復の飛行機代も6万円台から
あります。

選ばれる5つの魅力

- ・物価が安い! (日本の3-5分の1程度)
- ・700年以上の歴史を持つ!
- ・食事が美味しい!
- ・自然が豊かで、動物が多い!
- ・美人が多い!

プライベート観光なのにリーズナブル
チェンマイを日本語でご案内する
「Baan ChiangMai(バーン・チェンマイ)」

ホームページ http://thai-baan-chiangmai.com
ブログ http://blog.thai-baan-chiangmai.com
フェイスブック
https://www.facebook.com/baan Chiangmai555
Eメール baanchiangmai555@gmail.com